

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2019年3月25日(月)発行

No.321

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

3・13重税反対全国統一行動 愛知県下29カ所2500人 名古屋北部集会には総勢160人が参加



＝ 北区・守山区集会のデモ行進 ＝

3月13日(水)午後1時30分から「3・13重税反対全国統一行動名古屋北部集会」が、北区・鳩岡ホール(北区・守山区集会)、西区・愛知県職業訓練会館(西区集会)の2か所で開催されました。

北区、守山区集会の参加は、101人、西区集会には58人、年金者組合など他団体の皆さんも含め、最終的な集団申告参加数は159(会員142人)でした。

守山区からチャーターしたジャンボタクシー利用など、過去最高の38人が参加。集団申告に初めて参加した方も。



＝ プラカードを掲げて元気にデモ行進 ＝

北区集会では、北法律事務所所長の長谷川弁護士、年金者組合守山支部の都築さん、国民救援会北支部事務局長の矢野さん、日本共産党地区委員長の大野さんが連帯のあいさつ。

西区会場では、北法律事務所所長の矢崎弁護士、年金者組合のあいさつ、日本共産党西区事務所の奥田さんが、鷲野県議、青木市議のメッセージを代読しました。

両会場とも、冒頭に東日本大震災の犠牲者への黙とうを行いました。

集会後は、「消費税10%中止を」「河村市長、国保料下げて」「辺野古の海を守れ」など色とりどりのプラカードを掲げ、シユプレヒコールを上げながら強い風にもめげず元気に行進。

名古屋北税務署前では、柳澤実行委員長が、名古屋西税務署前では前田実行委員長が要望書を読み上げ、スムー



＝ 西区集会のデモ行進 ＝

中小企業法務プラス!ワンポイント

～ 押さえておきたい相続法改正③ ～

今年7月、約40年ぶりに相続法が改正されました。3回目の今回は、新設された預貯金の仮払い制度についてご説明します。

2016年の最高裁判決により、複数の相続人が預貯金を共同相続した場合、相続人らによる遺産分割協議(遺産をどのように分けるかの話し合い)を経ないと、金融機関からの払い戻しが受けられなくなりました。そのため相続人全員の合意がないと、病院代の支払いや葬儀費用のための緊急の払い戻しもできなくなり、問題となっていました。

そこで、改正法は、遺産分割前の払い戻しを一定の範囲で認める新制度を創設しました。①家庭裁判所の保全処分を利用する方法、②相続人単独での払戻しを認める方法があります。

①については、遺産分割の調停または審判とともに申立てることが条件で、仮払いの金額は必要性に応じて裁判所が定めます。

②の方が早く簡単ですが、払戻し金額に上限(＝相続開始時点の口座ごとの預貯金額の1/3×仮払いを求める相続人の法定相続分、かつ法務省令で定める額(現時点では未定)まで)があります。600万円の預金を残して父親が死亡し、相続人が長男と二男の2人だった場合、長男は600万円×1/3×1/2(長男の法定相続分)＝100万円の払い戻しを受けることができます。100万円を超える金額が必要な場合は、①の方法を採用することになります。

この新制度は、2019年7月12日までにスタートすることになっています。

2019年3月
弁護士 裴 明玉 (名古屋北法律事務所)

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

